

2021年3月2日

報道関係者各位



「緊急事態宣言」が解除されたことにもなう
窓口営業時間変更のお知らせ

豊橋商工信用組合（愛知県豊橋市 理事長：中村 勝彦）は、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、昼休業時間を設け対応していましたが、愛知県に対し「緊急事態宣言」が解除されたことをうけ、窓口の営業時間を下記の通り変更いたしますので、お知らせいたします。（田原南出張所を除いて昼休業時間をなくし、緊急事態宣言前に戻します。）

記

1. 変更日

3月8日(月)

2. 窓口営業時間

	現状	変更後
全支店 (田原南出張所を除く)	9:00～11:30 12:30～15:00 昼休業時間 11:30～12:30	9:00～15:00
田原南出張所	9:00～11:30 12:30～15:00 昼休業時間 11:30～12:30	変更なし

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

豊橋商工信用組合 経営企画部（藤田）

TEL：0532-53-2828 FAX：0532-52-9433